

## 評価の表示

A	達成されている
B	取り組まれている
C	取り組まれているが、成果が不十分である
D	取り組みが不十分である

		A	B	C	D
保育の計画	園の教育理念や教育方針を明文化している	4	1	0	0
	自園の教育理念に基づき、教育要領の精神を踏まえて教育課程を編成している	2	3	0	0
	幼児の生活が豊かになるような行事を、幼児の実態に合わせて精選している	3	2	0	0
	社会状況や幼児の実態、地域性などを考慮しながら必要に応じて教育課程の見直しを行っている	2	2	1	0
	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づいて指導計画の見直しを行っている	0	4	1	0
教職員体制	教職員が園の教育理念や教育方針を共通理解するための取り組みを行っている	4	1	0	0
	指導計画が教育要領、教育課程、幼児の実態に即したものになっているかを把握し、指導助言できる体制がある	0	4	1	0
	個々の幼児について教職員で話し合う場を定期的かつ必要に応じてもつことができるような体制がある	5	0	0	0
	教師間で互いの保育について話し合い、評価・反省をして次の保育に生かすことができるような体制がある	5	0	0	0
教育環境	幼児が安全で心地良く過ごすことができる環境を整えている	0	5	0	0
	幼児がそれぞれの興味や関心、能力に応じて、全身を使って活動することができる環境を整えている	0	4	1	0
	幼児を温かく受け入れる環境をつくり、人とかかわる力が育つような配慮をしている	5	0	0	0
	幼児がさまざまな活動や体験をするのに適切な環境を整えている	0	5	0	0
	幼児が言葉で伝えたいような体験をもつことができる環境を整え、伝え合う喜びを味わったり、言葉に対する感覚が養われたりするように配慮している	3	2	0	0
	幼児が生活の中で美しいものや、心を動かす出来事に触れられるような環境を工夫している	4	1	0	0
	幼児がさまざまな表現を楽しみ、表現する意欲を十分発揮させることができるような環境を整えている	3	2	0	0
研修・研究	園内研修などを企画し、研究の内容が自園の教育理念に沿った形で日々の保育に生かせるようにしている	1	4	0	0
	教育内容の質の向上や改善のための取り組みを教職員とともに行っている	2	3	0	0
	教職員の資質向上のために、公的な機関などが開催する研修会に参加する機会を確保している	3	2	0	0
	個々の教職員が自分の課題を把握し、その課題を達成できるような指導体制がある。	1	4	0	0
	自園のテーマや重点項目等を決め、継続的に研究をおこなっている	0	3	1	1
	今日的課題や社会情勢に関心を向けている	0	2	1	2
子育て支援	未就園児が親子で当園する日を設けたり、子育て相談を受けたりするなど、地域の子育て支援のための取り組みを行っている	2	3	0	0
	在園児の保護者からの教育に関する相談を受け入れている	4	1	0	0
	児童相談所や病院等の専門機関に相談や連携が出来る体制が整っている	2	3	0	0
	預かり保育の内容を検討している	1	4	0	0
	預かり保育を担当する教師の体制を整えている	2	3	0	0

安全管理	幼稚園設置基準第7条（一般的基準）を踏まえ、幼稚園の施設・設備を安全で適切な状態にしている	1	3	0	0
	幼稚園施設整備指針第8章（防犯計画）に基づき、ハード・ソフト両面から適切な防犯体制を整えている	0	2	2	0
	地震などの自然災害に対する防災対策が整っている	0	2	1	1
	施設・設備・遊具等の状況を時々写真等で記録している（万が一の震災等の際に現状を確認することができる）	0	1	1	2
	幼稚園設置基準第7条（一般的基準）を踏まえ、安全管理に努めている	0	3	1	0
	幼稚園設置基準第9条（施設及び設備等）を踏まえ、衛生管理に努めている	0	4	0	0
	幼稚園設置基準第10条を踏まえ、安全管理・衛生管理に努めている	0	4	0	0
	消防法第4条（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立ち入り検査）を知っている	3	1	0	0
	消防法第5条（防火対象物に対する火災予防措置命令）を知っている	2	2	0	0
	消防法第8条（防火責任者）により、防火管理者を定めて防火管理を行っている	3	1	0	0
	消防法第17条（消防用設備等の設置、維持）により、消防用設備等を設置し維持している	3	1	0	0
	幼稚園施設整備指針を踏まえ、安全管理・衛生管理に努めている。	0	4	0	0
	学校保健安全法第5条により、環境衛生の維持に努めている	1	3	0	0
	学校保健安全法第5条により、園児の健康診断を実施している	3	1	0	0
	学校保健安全法第15条により、教職員の健康診断を実施している	4	0	0	0
	学校保健安全法第18条により、保健所と連絡をとっている	2	2	0	0
	学校保健安全法第19条により、伝染病発生に対応することができる	3	1	0	0
	学校保健安全法第20条により、伝染病予防に対応することができる	4	0	0	0
	学校保健安全法第23条により、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置いている	1	3	0	0